

熊本県私立学校施設安全ストック形成促進事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立学校の教育環境の充実を図るため、幼稚園及び認定こども園（以下、「幼稚園」という。）、中学校又は高等学校を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象事業は、補助事業者が当該補助事業者の設置する私立学校（幼稚園、中学校及び高等学校に限る。以下同じ。）の施設に対して行う事業のうち、次の第1号及び第2号に該当する施設に対して行う耐震診断（建築士法第23条に規定する登録を受けた一級建築士事務所に所属する一級建築士が行う耐震診断で、かつ、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づく耐震診断をいう。以下同じ。）並びに次の第1号から第4号の全てに該当する施設に対して行う耐震補強工事及び改築工事、第5号に該当する非構造部材の耐震対策工事、第6号に該当する施設に対して行うアスベスト対策工事並びに第7号に該当する施設に対して行うアスベスト含有調査（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された校舎、講堂、屋内運動場、寄宿舎等（学校法人が法人部門として管理している施設を除く。以下「教育施設等」という。）で、補助事業者が所有し、現に教育の用に供しているもの
- (2) 非木造の2階建以上又は非木造の延床面積200平方メートルを越す施設
- (3) 構造耐震指標（以下「 I_s 値」という。）が0.7に満たず、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「 q 値」という。）が1.0（又は C_{tuSd} 値が0.3）に満たない施設
- (4) 補強若しくは改築後の当該施設に係る I_s 値が0.7を超え、かつ、 q 値が1.0若しくは C_{tuSd} 値が0.3を超える施設又は当該補強若しくは改築によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められるもの
- (5) 大講義室や屋内運動場、屋内プール、講堂、ホール等の100㎡以上の空間（通路は除く。）を有する施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）。
- (6) アスベスト対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人管理部門として管理している建物を除く。）。
- (7) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある教育施設等で、国又は他の地

方公共団体の補助金等の助成を受けていないもの。

- 2 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた月の属する年度の3月15日までに完了しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 補助対象事業に係る補助対象経費、補助対象限度額等及び補助率は、別表のとおりとする。
- 4 前項により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画)

第3条 補助事業者は、補助対象事業を実施しようとする場合は、知事が別に定める期日までに事業計画書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(交付の内定)

第4条 知事は、補助事業者から前条の事業計画書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内定を決定し、補助事業者に対してその旨を通知する。

(交付決定前の事業着手)

第5条 補助事業者は、補助対象事業について規則第4条第1項の規定による交付の決定前に事業に着手する必要がある場合は、知事が別に定める期日までに交付決定前の事業着手承認申請書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(交付決定前の事業着手の承認)

第6条 知事は、補助事業者から前条の交付決定前の事業着手承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定前に事業に着手することが適当と認めるときは、事業の着手について承認し、補助事業者に対してその旨を通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 耐震診断を実施する場合

- ア 事業計画書 別記第1号様式
- イ 収支予算書 別記第3号の2様式
- ウ 補助対象経費に係る見積書及び内訳明細書
- エ 補助対象事業を行う施設の配置図、平面図、立面図等
- オ 補助対象事業を行う施設の建築時期を確認できる書類の写し(登記事項証明書、建築確認済証等)

- カ 理事会等議事録の写し
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 耐震補強工事又は改築工事を実施する場合
 - ア 事業計画書 別記第1号様式
 - イ 収支予算書 別記第3号の2様式
 - ウ 設計図書
 - エ 補助対象経費に係る見積書及び内訳明細書
 - オ 補助対象事業を行う施設の配置図、平面図、立面図等
 - カ 補助対象事業を行う施設の建築時期を確認できる書類の写し（登記事項証明書、建築確認済証等）
 - キ 補助対象事業を行う施設の耐震診断報告書の写し
 - ク 理事会等議事録の写し
 - ケ その他知事が必要と認める書類
- (3) 非構造部材の耐震対策を実施する場合
 - ア 事業計画書 別記第1号様式
 - イ 収支予算書 別記第3号の2様式
 - ウ 耐震対策予定建物の計画図面
 - エ 補助対象経費に係る見積書及び内訳明細書
 - オ 非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料（耐震対策計画が確認できるものを含む。）
 - カ 理事会等議事録の写し
 - キ その他知事が必要と認める書類
- (4) アスベスト対策を実施する場合
 - ア 事業計画書 別記第1号様式
 - イ 収支予算書 別記第3号の2様式
 - ウ 工事予定建物の計画図面
 - エ 補助対象経費に係る見積書及び内訳明細書
 - オ 分析結果報告書又は設計図書等の写し（当該施設におけるアスベスト保有が証明できる書類）
 - ※ 分析結果報告書以外の方法によりアスベストの保有を確認した場合は、設計・施工業者等確認できる者による証明を添付すること。
 - カ 理事会等議事録の写し
 - キ その他知事が必要と認める書類
- (5) アスベスト含有調査を実施する場合
 - ア 事業計画書 別記第1号様式
 - イ 収支予算書 別記第3号の2様式
 - ウ 補助対象経費に係る見積書及び分析機関が作成した調査仕様書
 - エ 補助対象事業を行う施設の配置図、平面図及び調査の対象部位、状況等が確認

できる書類

オ 補助対象事業を行う施設の建築時期を確認できる書類の写し(登記事項証明書、建築確認済証等)

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第7条第1項の別に定める変更事由は、補助対象事業の内容の変更とする。

ただし、補助金交付の目的及び条件に違反せず、及びその変更が補助目的の達成をより効果的にするために計画されるもので、工事費の30%又は200万円未満の変更のうち、次に掲げる場合については、この限りではない。

(1) 構造、面積及び材質以外に変更を加えること。

(2) 施設の面積の全部又は一部を上位の構造へ変更すること。

(3) 同一校地内において補助対象事業を行う施設の位置を変更すること。

2 規則第7条第1項の変更交付申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書は別記第1号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更決定通知は、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 耐震診断を実施する場合

ア 事業実績書 別記第8号様式

イ 収支精算書 別記第3号の2様式

- ウ 補助対象経費に係る契約書、請求書及び領収書の写し
 - エ 耐震診断報告書の写し
 - オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 耐震補強工事又は改築工事を実施する場合
- ア 事業実績書 別記第8号様式
 - イ 収支精算書 別記第3号の2様式
 - ウ 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要）
 - エ 補助対象経費に係る契約書、請求書及び領収書の写し
 - オ 工事竣工通知書及び検査調書
 - カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し（改築の場合に限る。）
 - キ 補助対象事業実施後の施設の配置図、平面図、立面図等（交付申請時と同様の場合は不要）
 - ク 工事写真
 - ケ その他知事が必要と認める書類
- (3) 非構造部材の耐震対策を実施する場合
- ア 事業実績書 別記第8号様式
 - イ 収支精算書 別記第3号の2様式
 - ウ 工事対象建物の計画図面（交付申請時と同様の場合は不要）
 - エ 補助対象経費に係る契約書、請求書及び領収書の写し
 - オ 工事竣工通知書及び検査調書
 - カ 補助対象事業実施後の施設の配置図、平面図、立面図等（交付申請時と同様の場合は不要）
 - キ 工事写真
 - ク その他知事が必要と認める書類
- (4) アスベスト対策を実施する場合
- ア 事業実績書 別記第8号様式
 - イ 収支精算書 別記第3号の2様式
 - ウ 補助対象経費に係る契約書、請求書及び領収書の写し
 - エ 補助対象事業を行う施設の配置図、平面図及び調査の対象部位、状況等が確認できる書類
 - オ 工事竣工通知書及び検査調書
 - カ 補助対象事業実施後の施設の配置図、平面図、立面図等（交付申請時と同様の場合は不要）
 - キ 工事写真
 - ク その他知事が必要と認める書類
- (5) アスベスト含有調査を実施する場合
- ア 事業実績書 別記第8号様式

- イ 収支精算書 別記第3号の2様式
- ウ 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- エ 補助対象経費に係る契約書、請求書及び領収書の写し
- オ その他知事が必要と認める書類

- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、補助対象事業が当該会計年度に完了しない場合は、前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。
- 4 補助対象事業が完了した場合は、第1項の実績報告書の提出期限は、当該補助対象事業の完了した日から30日を経過した日又は当該補助対象事業の完了した年度の3月15日のいずれか早い期日とする。
- 5 補助対象事業が当該会計年度に完了しない場合は、第1項の実績報告書の提出期限は、当該会計年度の翌年度の4月30日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第14条 この補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項の請求書は、別記第10号様式によるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、交付決定を受けた補助対象事業の対象となった財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表において定められた当該財産の耐用年数とする。

- 2 財産処分の承認にあたっては、「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知)」(平成20年6月16日付け20文科会第189号文部科学省大臣官房会課長通知)に準じ、「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認等について(通知)」(平成20年7月30日付け20文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)、又は「文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について(依頼)」(平成26年3月31日付け26文科高第1080号文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長通知)により行うものとする。

(証拠書類の保管)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、交付決定を受けた補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成24年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の熊本県私立学校施設耐震化促進事業補助金交付要項の規定は、平成25年4月1日以後に行う補助対象事業から適用し、同日前に行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成26年5月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の熊本県私立学校施設耐震化促進事業補助金交付要項の規定は、第15条第2項を除き、平成26年4月1日以後に行う補助対象事業から適用し、同日前に行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の熊本県私立学校施設耐震化促進等事業補助金交付要項の規定は、平成27年4月1日以後に行う補助対象事業から適用し、同日前に行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成28年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の熊本県私立学校施設安全ストック形成促進事業補助金交付要項の規定は、施行日以後に行う補助対象事業から適用し、同日前に行った補助対象事業については、なお従前の例による。

別表(第2条第3項関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象限度額等	補助率	
1 耐震診断	耐震診断費用及び耐震診断の内容について公的機関の評価を受けるための費用とする。	耐震診断費用は、次に定める費用を限度とする。 (1)面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内 (2)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 (3)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 公的機関の評価を受けるための経費は、次に定める額を限度とする。 (1)面積500㎡以内 130,000円以内 (2)面積500㎡を超えて2,000㎡以内 162,000円以内 (3)面積2,000㎡を超えて5,000㎡以内 270,000円以内 (4)面積5,000㎡を超えて15,000㎡以内 378,000円以内 (5)面積15,000㎡を超えて40,000㎡以内 432,000円以内 (6)面積40,000㎡を超える場合 540,000円以内	2/3以内 (※社会資本整備総合交付金(国土交通省)の対象とならない場合は1/3以内)	
2 耐震補強工事	工事費及び附帯工事費の合計額とする。	1学校当たり400万円以上の事業とする。	Is値0.3未満、若しくはq値0.5(又はCtuSd値が0.15)未満	1/4以内
			上記以外	1/6以内
3 改築工事	工事費及び附帯工事費の合計額とする。	(1)補助対象面積は、改築前の教育施設等の延べ床面積を限度とする。 (2)1学校当たりの補助対象事業費は、補助対象面積に、次に定める単価を乗じた額を限度とする。 R造・W造・耐S造 151,600円/㎡ S造 133,900円/㎡	1/6以内	
4 非構造部材の耐震対策工事	耐震対策及び耐震点検に要する経費 但し、耐震補強工事と一緒に申請する場合、耐震補強工事の補助率を採用。	(1)補助対象事業経費の限度額は、1学校あたり2億円以下とする。 (2)非構造部材の耐震性調査に係る経費及び補強計画策定に要する経費を対象とする。(当該要項施行日以降、前々年度支出分まで対象とする。) 但し、学校関係者による自主的な点検に要する経費(人件費、備品購入経費等)については、対象外とする。	1/6以内	
5 アスベスト対策工事	アスベスト対策のための工事に要する経費及び専門機関によるアスベストに係る調査分析費	建築物等に吹付けられた石綿等(※)又は貼り付けられた石綿等(※)が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込み工事、仮設工事、復旧工事等本体工事、応急措置費及び専門機関によるアスベストに係る調査分析費を対象とする。 調査分析費については、アスベスト対策工事を行う場合に限り対象とする。 (※石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第2条第1項に定める「石綿等」。)	1/6以内	
6 アスベスト含有調査	吹付アスベスト等に係る、アスベストの含有の有無について行う定性分析及びその含有量について行う定量分析調査に係る経費とする。	1棟あたり、250,000円を限度とする。	定額	